

## 福島県中小企業者等D X推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、デジタル技術を活用することで中小企業等の経営課題の解決を図るとともに、生産年齢人口の減少する将来においても県内中小企業等の生産性の維持・向上を図ることを目的として、D Xを推進する中小企業者等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」、「D X（デジタルトランスフォーメーション）」、「専門家」、「ふくしま中小企業者等D X伴走支援事業」及び「ものづくり技能継承支援事業」とは、次の各号に定めるところによる

(1) 「中小企業者等」とは次に掲げるものをいう。

ア 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条で定められる小規模事業者

イ 別表第1に掲げる中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に定められる中小企業者

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条で定められる中小企業団体（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

エ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

オ生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に定める生活衛生同業組合及び同法第53条に定める生活衛生同業組合連合会

(2) 「D X（デジタルトランスフォーメーション）」とはデジタル技術を活用した業務効率化や生産性の向上、ビジネスモデルの変革など企業の経営課題の解決に資する取組をいう。

(3) 「専門家」とは、中小企業者等の経営課題の解決に必要なデジタル技術等に関し知見を有する者をいう。

(4) 「ふくしま中小企業者等D X伴走支援事業」とは、県内中小企業等を対象としたD Xに向けた理解促進・普及啓発を図るとともに、企業の経営課題に応じたD Xに知見を有する専門家をマッチングして伴走支援を行うため、県が実施する事業をいう。

(5) 「ものづくり技能継承支援事業」とは、県内中小製造業者に対し、I Tを活用した効果的な知識・技能の継承を支援し県内中小製造業の企業競争力強化を図るととも

に、県内 I T 産業の活性化を目指すため、県が実施する事業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に本社又は支店を有する中小企業者等であること。
- (2) 「ふくしま中小企業者等 D X 伴走支援事業」又は「ものづくり技能継承支援事業」において専門家による伴走支援を受けていること。
- (3) 県税を滞納していないことが確認できる中小企業者等であること。
- (4) 性風俗関連営業、接客を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う中小企業者等でないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は補助対象としない。

- (1) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号。以下暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例において使用する用語に同じ。）第 22 条及び第 23 条の規定に違反した事実がある者
- (2) 役員等（代表取締役及び一般役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当する者
- (3) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又はその運営に実質的に関与している者
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) (1) から (6) に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の対象は、別表第 2 に掲げる経費とし、その補助金の額は別表第 3 によるものとする。

(交付の申請等)

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、福島県中小企業者等 D X 推進補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、添付書類とあわせ知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号別紙)
- (2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第2号)
- (3) 県税に未納がないことを証明する納税証明書(地方振興局県税部が発行するもので、申請日から6ヵ月以内に発行されたもの。複写可)

3 交付申請するにあたっては、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる額と当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額しなければならない。ただし、補助金の交付を申請する際に消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### (交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

#### (補助事業の着手)

第7条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた後に、補助事業に着手しなければならない。なお、交付決定日以前に事業の経費を支払った場合は本補助金の交付対象とならない。

#### (申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、福島県中小企業者等DX推進補助金交付申請取下届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

#### (変更交付の申請等)

第9条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、福島県中小企業者等DX推進補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象事業費の20パーセント以内の減額で、補助金の額に変更が生じないものとする。

#### (状況報告)

第10条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況について報告を求

め、又は調査することができる。

- 2 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに福島県中小企業者等DX推進補助金事業事故報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない

（事業完了）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに福島県中小企業者等DX推進補助金事業完了報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県中小企業者等DX推進補助金事業実績報告書（様式第7号）により、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、通知を受けた後に速やかに福島県中小企業者等DX推進補助金交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに福島県中小企業者等DX推進補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第16条 補助事業者は、この要綱に定める補助金の交付を受けたときは、補助金の収支状

況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱の規定に基づき令和6年度以前に交付を受けた補助金については、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日からこの要綱の施行の日までの間において、改正前の要綱の規定に基づきなされた補助金の交付、交付の決定又は交付の申請は、それぞれ改正後の要綱の規定に基づきなされた補助金の交付、交付の決定、又は交付の申請とみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

## 中小企業者の定義

| 業種<br>（日本標準産業分類で定める業種） | 資本金の額又は<br>出資の総額 | 常時使用する<br>従業員の数 |
|------------------------|------------------|-----------------|
| ①「製造業」「建設業」「運輸業」       | 3 億円以下           | 3 0 0 人以下       |
| ②「卸売業」                 | 1 億円以下           | 1 0 0 人以下       |
| ③「小売業」                 | 5 千万円以下          | 5 0 人以下         |
| ④「その他の業種（①～③を除く）」      | 5 千万円以下          | 1 0 0 人以下       |

- 1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

別表第 2（第 4 条関係）

| 補助事業に要する経費                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| D X 推進に必要なデジタルツール、システム等の導入経費又は月額使用料<br>D X 推進に必要なコンサルティング料、職員研修費用<br>上記のほか、D X 推進に必要な経費として知事が認めたもの |

別表第 3（第 4 条関係）

| 補助率       | 補助上限額    |
|-----------|----------|
| 3 分の 2 以内 | 5 0 0 千円 |